

Human Rights Now

在日コリアンに対する

ヘイト・スピーチ被害実態調査報告書

2014年11月

国際人権 NGO ヒューマンライツ・ナウ

協力：特定非営利活動法人コリア NGO センター

目 次

- 1 本調査の目的および調査方法・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 頁
- 2 ヘイト・スピーチの法規制に関する国際的基準・・・・・・・・ 4 頁
- 3 日本における状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5 頁
- 4 本調査により明らかとなった被害体験や被害感情・・・・・・・・ 8 頁
- 5 聴き取りで出された意見や要望・・・・・・・・・・・・・・・・ 16 頁
- 6 ヒューマンライツ・ナウの提言・・・・・・・・・・・・・・・・ 19 頁

(関西グループ内) ヘイト・スピーチ調査プロジェクトチーム

雪田樹理、元百合子^{もと}、中島宏治、三好吉安、三輪晃義、金星姫、他 1 名

在日コリアンに対する

ヘイト・スピーチ被害実態調査報告書

1 本調査の目的および調査方法

近年、日本においてはいわゆるヘイト・スピーチが社会問題化し、とりわけ、在日コリアンに対する民族的敵意、差別、憎悪を表明する表現行動や街宣などが相次いでいる。

こうしたなか、東京を本拠とする国際人権 NGO ヒューマンライツ・ナウ¹は、不特定多数の者に向けられたヘイト・スピーチの法規制をめぐる議論の前提となるべき立法事実の調査を行った。

ヘイト・スピーチの定義は確立していないが、関連する国際人権条約を参考にすれば、「人種、民族、言語、宗教、国籍、世系、性別などに基づく差別、敵意、憎悪の表明とその煽動および暴力の煽動」といえよう。

このようにヘイト・スピーチの対象範囲は広く、表現形態も多様であるが、今回の調査は、現在最も深刻な問題のひとつとなっている、在日コリアンに向けられた街頭宣伝やインターネット上のヘイト・スピーチによる被害を対象として行った。

そして、調査の内容は、ヘイト・スピーチの名宛人となっている在日コリアンの人びとが被った被害状況である。

調査方法は、特定非営利活動法人コリア NGO センターの協力を得て、関西在住の在日コリアン16人（男性10人・女性6人、10代1人・20代2人・30代4人・40代3人・50代6人）に対する個別面接による方法で、2014年4月19日、6月25日、7月15日に聴き取り調査を実施し、個別インタビュー形式で、ヘイト・スピーチにより被った被害体験や被害感情の聴取を行った。

今回の面接調査に協力してくれた人は、無差別に選択された在日コリアンではない。なんらかの形でヘイト・スピーチやヘイト街宣に対抗するカウンター行動に関心を持っている人に限定されている。ただし、調査に応じた全員が、在日コリアンとして社会運動に関わってきた人ということでもない。

ヒューマンライツ・ナウとしては、多数の在日コリアン一般を対象にした調査が望ましいことは認識しているが、今回は初の試みとして、以上のような調査方法となったことをお断りしておきたい。

¹ 東京を本拠とする国際人権 NGO。日本の認定 NPO 法人である。2012年に国連経済社会理事会の決議により、国連特別協議資格を取得した。<http://hrn.or.jp>

なお、ヒューマンライツ・ナウは、2014年6月、国連自由権規約委員会の日本審査に向けて、ヘイト・スピーチ問題を含む「人権状況に関するカウンター・レポート」を国連に提出している。²

2 ヘイト・スピーチの法規制に関する国際的基準

(1) 3つの国際人権条約

国際人権法の分野においては、ヘイト・スピーチという用語自体が新しいこともあり、条約上の定義はなされていないが、人種主義的ヘイト・スピーチを規制する条約が3つ存在する。

1つめは、「集団的殺害罪の処罰及び防止に関する条約」（ジェノサイド禁止条約）であり、ヘイト・スピーチの中でも最も危険な「直接的で公然たるジェノサイドの煽動」（3条）を犯罪として禁止し、刑事規制の対象としている。

2つめは、人種差別撤廃条約であり、「締約国があらゆる形態の人種差別を撤廃する政策」を遅滞なく取る基本的義務を定め（2条）、同条1項dは「各締約国は、すべての適当な方法（状況により必要とされるときは立法も含む）により、いかなる個人や集団、組織による人種差別も禁止し、終了させる」と規定する。

そして4条は、2条の特別規定として、ヘイト・スピーチ、ヘイト・クライムを規制している。

4条本文では「締約国は、①人種的優越や皮膚の色や民族的出身を同じくする人々の集団の優越を説く思想・理論に基づいていたり、②いかなる形態であれ、人種的憎悪・差別を正当化したり助長しようとする、あらゆる宣伝や団体を非難し、このような差別のあらゆる煽動・行為の根絶を目的とする迅速で積極的な措置を取ることを約束する。このため、締約国は、世界人権宣言で具体化された原則と本条約5条が明記する権利に留意し、特に次のことを行う。」と規定し、続いて、同条(a)では「①あらゆる人種的優越・憎悪に基づく思想の流布、②人種差別の煽動、③人種や皮膚の色、民族的出身の異なる人々に対するすべての暴力行為や、④暴力的行為の煽動、⑤人種主義的活動に対する資金援助を含むいかなる援助の提供も、法律で処罰する違法行為であることを宣言する。」、同条(b)では「人種差別を助長し、かつ、煽動する団体や宣伝活動（組織的なものもそうでないものも）が違法であることを宣言し、禁止し、こうした団体や活動への参加が法律で処罰すべき違法行為であることを認める。」、同条(c)では「国や地方の当局・機関が人種差別を助長し又は煽動することを許さない」としている。

3つめは、自由権規約であり、「差別、敵意又は暴力の煽動となる国民的、人種的又は宗教的憎悪の唱道は、法律で禁止する」（20条2項）としている。

² <http://hm.or.jp/activity/hrn%20iccr%20report%20final.pdf>

(2) ヘイト・スピーチに関する一般的勧告 35

国連の人種差別撤廃委員会は、2013年8月、「ヘイト・スピーチに関する一般的勧告35」を採択している。³

人種差別撤廃条約の4条が規定するすべての表現形式はヘイト・スピーチにあたり、1条が定める集団、例えば先住民や移住者、外国籍者の集団などが対象となるとし、「特定の人種的または民族的集団を攻撃するスピーチ」「人種原則の核心である人間の尊厳と平等を否定し、個人や特定の集団の社会的評価を貶めるべく、他者に向けられる形態のスピーチ」としている。

また、ヘイト・スピーチがその後の大規模人権侵害やジェノサイド（集団殺害）につながることを強調した上で、人種差別撤廃条約の締約国に対し、以下の各行為が法律により処罰できる犯罪であることを宣言するよう勧告している。

- (a) あらゆる手段による、あらゆる人種主義的または種族的優越性または憎悪に基づく思想の流布。
- (b) 人種、皮膚の色、世系、民族的または種族的出身に基づく特定の集団に対する憎悪、侮辱、差別の扇動。
- (c) (b)の根拠に基づく個人または集団に対する暴力の扇動及び威嚇。
- (d) 上記(b)の根拠に基づく個人または集団に対する軽蔑、愚弄若しくは中傷、または憎悪、侮辱もしくは差別の正当化の表現が、明らかに憎悪または差別の扇動となる場合。

ただし、人種主義的表現の犯罪化は、深刻な事案にとどめるべきであり、かつ刑事制裁の適用は合法性、均衡性及び必要性の原則に従うべきこと、それほど深刻でないものについては、その性質や標的とされた人や集団に対する影響の大きさを考慮に入れつつ、刑法以外の方法で対処すべきであるとの見解を示している。

3 日本における状況

(1) ヘイト・スピーチの現状と法規制を巡る状況

在日韓国・朝鮮人に対するヘイト・スピーチは、日本による朝鮮半島の植民地支配の歴史と深く結び付いており、長年、日本社会に蔓延してきたものである。

関東大震災の時の朝鮮人集団虐殺事件を引くまでもなく、ヘイト・スピーチを実行に移したヘイト・クライム（憎悪犯罪）も行われてきており、1980年代以降は、朝鮮民主主義人民共和国との関係が悪化する度に、朝鮮学校女子生徒が制服として着用する民族衣装が切り裂かれるなど、朝鮮学校やその生徒への暴言、暴行、嫌がらせが全国各地で起きてきた。

朝鮮民主主義人民共和国が拉致事件を認めたことを契機に、2002年9月以降の半年間には、全国で1000件以上の事件が起きた。

³ <http://nhri.ohchr.org/EN/Themes/Durban/Documents/CERD%20Recommendation%20no.%2035.pdf>

同時に、近年は、インターネットの普及に伴い、匿名の差別的書き込みが急速に広がってきた。2007年1月に「在日特権を許さない市民の会」(在特会)が結成され、インターネットで参加を呼び掛けた排外主義デモや差別街宣(ヘイト街宣)が、数十人から数百人規模で全国各地で行われるようになった。

そして、2012年以降、在特会と類似した排外主義的団体によるヘイト街宣の数は増加し、東京、大阪、神戸、京都、川崎、札幌などの都市で頻繁に行われるようになった。

このように、近年、日本社会では、ヘイト・スピーチやヘイト・クライムが急速に広がり、活発化してきたが、不特定多数の集団に向けられて発せられたヘイト・スピーチを規制する法はない。実際、ヘイト街宣は野放し状態で行われ、警察官は、あたかも排外主義者たちの「表現の自由」を保護するためにそこにいるかのような印象さえ与えてきた。

このような現状に対し、日本では、あらゆる差別を禁止する包括的な差別禁止法が制定されておらず、また、人種差別を禁止する法律も存在しない。

現行法では、名誉毀損罪、侮辱罪、威力業務妨害罪等の刑事法規制が存在するが、集団に対する名誉毀損や侮辱は成立しないとされており、ヘイト・スピーチに対する国内法規制は存在しない。日本の現行法で対処できるのは、被害者が特定できる場合に限られている。

例えば、京都朝鮮学校襲撃事件では、2009年12月に在特会及び「主権回復を目指す会」の会員等11名が京都朝鮮第一初級学校の校門に押しかけ、「朝鮮民主主義人民共和国のスパイ養成機関」「密入国の子孫やないか」「お前ら、うんこ食っとけ」「ちゃんこ」「キムチくさい」など差別的な言辞を弄した。校内には約150人の生徒がいたが、恐怖で泣き出す者が続出して、授業の継続が妨げられた。その後も計3回にわたり、在特会等数十人が同校周辺でデモを行い、差別的言辞を叫んだ。3回とも警察が校門へ来たが、犯罪行為を黙認した。

これらの行為は、侮辱罪や器物損壊罪などの刑事事件として立件されたほか、民事事件において、京都地裁判決(2013年10月7日)は、単なる不法行為だけではなく、人種差別撤廃条約の規定する「人種差別」にあたるとして、賠償額を加重した損害賠償義務を認め、将来にわたって学校の半径200メートル以内における街宣活動を禁止すると判断した。また、その控訴審である大阪高裁判決(2014年7月8日)は、京都地裁判決の論理を踏襲したうえ、人種差別撤廃条約の趣旨を私人間においても実現すべきと述べた。

(2) 日本政府の対応

以上のように、日本ではヘイト・スピーチが蔓延しているが、現行法により対処できるのは被害者が特定できる場合に限定されており、不特定多数に向けられたヘイト・ス

スピーチに対する法規制はなく、何の対策も講じられていない。

また、日本政府は、人種差別撤廃条約4条(a)と(b)を留保している。

2013年5月、国会で首相、法務大臣等が、ヘイト街宣について憂慮を表明したが、国連の自由権規約委員会に対する政府報告書(2012年作成)及び質問事項に対する回答(2014年作成)には、そのような報告はなされていない。

また、政府が人種差別撤廃委員会に提出した報告書(2013年1月)では、「人種差別思想の流布等に対し、正当な言論までも不当に委縮させる危険を冒してまで処罰立法措置をとることを検討しなければならないほど、現在の日本が人種差別思想の流布や人種差別の扇動が行われている状況にあるとは考えていない」と述べられている。

さらに同年5月、外務省は、国会での質問に対し、在特会等のヘイト街宣が人種差別撤廃条約に規定する人種差別であるか否かに答えず、政府は差別の現実を直視することから逃げて事実を隠蔽し、条約上の義務を果たしていない。

同年6月には、国連の拷問禁止委員会が日本政府に対し、いわゆる「慰安婦」に向けられた公人によるヘイト・スピーチに反論するように勧告したが、日本政府は「勧告に法的拘束力はなく従う義務はない」と閣議決定し、その勧告を黙殺して現在に至っている。

(3) 繰り返される国連からの勧告

国連の人種差別撤廃委員会は、2001年、2010年及び2014年の3回にわたって、日本政府に対して、同条項の留保を撤回し、ヘイト・スピーチを処罰するように勧告している。

そして、2014年7月23日、日本政府報告書を審査した国連の自由権規約委員会は最終見解を採択し、「締約国(日本)は、差別、敵意または暴力の扇動となる、人種的優越または憎悪を唱えるあらゆる宣伝を禁止すべきであり、またそのような宣伝を広めることを意図した示威行動を禁止すべきである。

締約国はまた、人種主義に反対する意識啓発キャンペーンのために十分な資源の配分を行うとともに、裁判官、検察官、警察官が憎悪および人種的動機に基づく犯罪を発見する力をつける訓練を受けることを確保するための取り組みを強化すべきである。締約国はまた、人種主義的攻撃を防止し、容疑者が徹底的に捜査され、起訴され、有罪判決を受けた場合には適切な制裁により処罰されることを確保するためのあらゆる必要な措置をとるべきである」とする勧告を行った。⁴

また、人種差別撤廃委員会は、同年8月29日に採択した日本政府に対する最終見解において、「委員会は、締約国がその見解を見直し、4条(a)(b)項の留保の撤回を検討

⁴ CCPR/C/JPN/CO/6、<http://www.ccprcentre.org/country/japan/>
<http://hrn.or.jp/activity/area/cat147/post-287/>

することを奨励する。委員会は、その一般的勧告15（1993年）および人種主義的ヘイト・スピーチと闘うことに関する一般的勧告35（2013年）を想起し、締約国に、4条の規定を実施する目的で、その法律、とくに刑法を改正するための適切な手段を講じるよう勧告する」と述べ、ヘイト・スピーチに対する刑事規制を導入するよう勧告した。さらに「委員会は、人種主義的言論を監視し闘うための措置が抗議の表明を抑制する口実として使われてはならないことを想起する。しかしながら、委員会は締約国に対し、人種主義的ヘイト・スピーチおよびヘイト・クライムからの防御の必要がある、被害を受けやすい立場にある集団の権利を守ることの重要性を思い起こすよう促す」として、

「(a) 集会における憎悪及び人種主義の表明並びに人種主義的暴力と憎悪の煽動に断固として取り組むこと、(b) インターネットを含むメディアにおけるヘイト・スピーチと戦うための適切な手段をとること、(c) そうした行動に責任のある民間の個人及び団体を捜査し、適切な場合には起訴すること、(d) ヘイト・スピーチ及び憎悪煽動を流布する公人及び政治家に対する適切な制裁を追求すること、(e) 人種差別につながる偏見と闘い、異なる国籍、人種もしくは民族の諸集団の間での理解、寛容及び友好を促進するために、人種主義的ヘイト・スピーチの根本的原因に取組み、教育、文化及び情報の方策を強化すること」を勧告している。⁵

4 本調査により明らかとなった被害体験や被害感情

(1) ヘイト・スピーチの体験および被害感情

冒頭で述べたように、ヒューマンライツ・ナウのヘイト・スピーチ調査プロジェクトチームは、今回、在日コリアン16人の方々にご協力いただき、個別面接の方法により聴き取り調査を行った。

その結果、16人から語られたヘイト・スピーチの被害体験や被害感情は、次のとおりであった。

① 30代女性

- ・ 2012年に尼崎市議会の議員会館前で、国旗掲揚条例制定に反対活動をしていたところに、本会議前に4～5名の男女が現れ、「こらー、日の丸嫌いだったら日本から出て行けー」と言い出した。
- ・ 神戸から参加している年配の方には、「じじい、ばばあは早く死ね」と言っていた。
- ・ 日本人の友人に対して「お前朝鮮人か」と聞いていた。自分に対して、「お前日本人か」と聞かれたので、「いいえ」と答えると、「チョンコおるぞ」「日本から出て行け」「死ね」と言葉を浴びせられた。

⁵ CERD/C/JPN/CO/7-9、

http://tbinternet.ohchr.org/Treaties/CERD/Shared%20Documents/JPN/CERD_C_JPN_CO_7-9_18106_E.pdf

- ・ 議員会館前で、そばを通り目撃しているのに議員は誰も何も言わず、笑っていた。
- ・ 在日朝鮮人として生きている子ども（8才、10才）には見せられないと感じた。
- ・ ひどい言葉が社会的に許容されている雰囲気を感じる。また、国家として反省していない態度を感じる。
- ・ 慰安婦問題集会にて、会場の外で、「ばばあ」「売春婦」と叫んでいた人たちがいた。「売春婦です」と書いた紙を本人に付けようとしていた。
- ・ 2004年に入居差別裁判をしていた頃、ネット上に、「帰れ」「死ね」「チョンコ」と書き込みをされた。当時は傷ついていた。
- ・ 2ちゃんねるなどに削除要求したことがある。

② 30代男性

- ・ 10年ほど前、在日大韓民国青年会のアルバイトをしていたとき、一般向けの掲示板の管理をしていたところ、ネット上に1日何十件と書き込みがあった。「日本が正しい」「朝鮮死ね」、犬料理の画像、歴史認識批判など、あまりに多いので途中で掲示板を閉鎖した。
- ・ 2013年3月31日に鶴橋で行われた街宣デモのときに現場に行った。遠くて、ヘイト・スピーチはあまり聞こえなかったが、意外と普通の人が多いと感じた。
- ・ 後に動画を見て、言葉遣いがひどいと感じた。2年前の大久保での街宣あたりから、ひどい言葉遣いが増えたように感じる。
- ・ 以前、働いた職場では、ヘイト・スピーチに対して好意的な人が増えてきたように感じている。
- ・ 朝鮮学校出身だということを知ると、朝鮮学校は反日教育をしているんだろう、とか、天皇制は必要だ、とか言う人がいる。
- ・ iPhoneのアプリで2ちゃんねるが見られることも影響しているのではないかと感じる。

③ 30代女性

- ・ 2007年頃に初めて在特会の存在を知り、大きな衝撃を受けた。当時はネットの書き込みや動画を目にすることをなるべく避けるようにしていた。
- ・ 多いときで月に数件、職場（在日団体）への嫌がらせのような電話がかかってくる。朝鮮を蔑視した発言、あるいは歴史否定的な発言（「慰安婦は売春婦だ」など）をされる。嫌がらせ電話だとわかった瞬間、とても緊張するし、怖い。けれど、相手にはそれを悟られないようにしようと気をつけている。
- ・ 日常の些細な場面で、ヘイト的言動が聞こえて、ビクッとしたり（例えば、飲食店で隣のテーブルから聞こえる会話など）、また、そういったことを耳にしそうな気がして、ふと不安を感じることもある。
- ・ 学校の落書きなどはすごく問題になったのに、インターネット空間では規制がされて

いない。

④ 20代男性

- ・ 5年ほど前、広島で在特会4名(中年)のヘイト街宣に遭遇した。目の前に立ち止まって堂々と見てやろうと思ったが、正直、怖かった。どれほど相手が弱そうでも恐怖を感じ、身体が動かなかった。実際の危害を恐れたのではない。自分のことを言われていると感じた。一番言われたくないこと、思っているでも自重して、口に出すべきではないこと(そう、国際的にも認識されていること)を堂々と一般人がやっていることに恐ろしさを感じた。
- ・ 自分でどうしようもできないことを理由に、「死ね」「殺せ」と言われることの不条理、痛みを感じる。単なる罵詈雑言ではない。
- ・ ヘイト・スピーチをみたら、自分のことを言われている気がして、むかつく。
ぬぐい去れない属性を非難されることは、正体不明の追い打ちを掛けられること。
- ・ 深く考えていない在日コリアンが大部分だが、どこかで深く傷ついている。積極的反応や意見が出ないことは、意見が無いことや、傷ついていないことを意味しない。それを表現する場面や機会がない。

⑤ 20代男性

- ・ 2002年からネット上で在日コリアンとして発信してきたが、最近は返信が炎上している。
- ・ 2010年から、在特会批判を含むツイッターに対して、毎日、ヘイト・スピーチが届く。
- ・ ヘイト街宣に対する抗議行動が起きるまでは、鬱状態になり、精神科に相談し、カウンセリングを受けた。しばらくネットを離れるようにアドバイスされた。
- ・ 家族は、直接的被害を受けることを心配して、関与を止めるようにと忠告してくれるが、止めたら被害が見えなくなってしまう。被害を可視化する必要がある。
- ・ 在日の友人たちには、不安を与える懸念から、相談したり、誘ったりできなかった。
多少親しくても、日本人の友人に相談したり、話したりすることは今も不安でできない。
- ・ 1年間、すべてがそうしたことでつぶれた。他にやりたいことがあるが、できない。
- ・ 京都にきたヘイト街宣のほとんどに立ち合ったが、カウンター行動はできず、見ていただけだった。心配で見に行くが、恐怖があつてなにもできなかった。
- ・ 2013年2月に「しばき隊」をみてショックを受け、不安になった。在日の行動だと思われて、反感が煽られることが心配だった。
- ・ その後、プラカードを持って鶴橋のカウンターに参加するようになった。2013年3月には新大久保のカウンターにも参加した。4、5月には御堂筋で酷いヘイト街宣が

あった。ヘイト・スピーチを浴びるので疲労感がある。

⑥ 50代男性

- ・ 物的被害はないが、精神的な不快感がある。
人として言うてはいけないことを言っている。子どもたちに見せられるものではない。実際に見て、吐き気がした。自尊心が傷つく。
- ・ ネットで在日に対して誹謗中傷しているのは知っていたが、ヘイト街宣はそれがリアルな社会に飛び出してきたような感じがする。
- ・ 去年、鶴橋で行われたヘイト・スピーチで中2の子が「鶴橋大虐殺」などと話しているのを YouTube で見て戦慄を覚えた。

⑦ 50代男性

- ・ 生で見たのは、数年前、難波でやっていた街宣活動である。とても気分が悪かった。ウトロ地区での映像も見たが、どうしようもない気分になった。
- ・ ヘイト・スピーチについては怒りの感情を持っている。
今までも差別があるのは知っていたけれど、今までと少し違う。うちわで話していた内容が公のものになってきた。顕在化してきた。これは放っておけないと思った。
この国で学んで働いてきた人間が、なぜ出て行けと言われなければならないのか。悔しいから、カウンター行動がある。

⑧ 40代男性

- ・ 自宅で街宣の音を聞き、動画も見た。愕然とし、信じられない思いだった。冗談ではないかと思った。動画を見ると気分が悪くなるので、積極的には見ないようにしてきた。
ただ、ツイッターは、いやでも入ってくる。わざわざデマを流していると感じる。
- ・ 一刻も早く止めて欲しい。できれば、組織を解散して欲しい。
- ・ 「拡散論」（不特定多数が対象の憎悪表現の被害は拡散するから問題ないという、法規制消極論）は意味がない。間違っている。自分に向けられたものと感じる。カウンターから帰宅すると胃腸がおかしい。仲間と一緒にいる時はよいが、寝る時など、一人になると強く感じる。
- ・ 2013年3月のヘイト街宣以来、カウンター行動にマメに参加している。本当は、参加したくないが、意思表示の必要性を感じるから。
ヘイト側には寛容で守っているようにさえ見え、カウンター側には厳しい警察の差別的姿勢に大きな疑問を感じ、頭数になろうと考えた。

⑨ 10代女性

- ・ 京都朝校襲撃事件の動画を中学生の時に見たときは、別世界で起きたことのように（非

現実的に)感じられたが、その後、初めてヘイト街宣を目の当たりにして、ショックを受けた。子ども達もいたのに…。こういう風に言われるのが普通なのか、と疑問を持った。

- ・ ネット上の差別言辞が激しい現状を何とかしたい。そうしたことを発信している人たちと話し合いたいが、話し合っても一方的に言われてしまうことが多い。
- ・ ヘイト街宣参加者の一人と一対一で話し合ってみたが、最後に「あなたは、この国に必要な。(自国に)帰ってください」と言われて辛かった。

⑩ 50代女性

- ・ 小学校の民族学級の講師として20年以上民族教育に取り組んできた結果、生徒の30%以上が本名を名乗るようになっていた。しかし、折角の人権教育の盛り上がりがあるところの展開(在特会などの活動の活発化)と逆風で下降傾向にある。特に、民族教育に対する攻撃が激しい。「どこから金もらっているのか」とか「(民族)教師は、国に帰れ」といったバッシングが増えた。保護者も「どう責任持ってくれるのか」といった問いかけをしてくる。民族教育に協力的で熱心な教員もいるが、日本社会を信じられない。
- ・ 以前は、民族学級のことを取り上げる新聞記事を歓迎し、私達も積極的に発信しようとしてきたが、最近はネット発信を自粛しているし、校長もビビっている。校長室に押しかけてきて、「外国人教育に力を入れすぎている」として談判する連中もあり、教育委員会も委縮している。
- ・ 2013年3月にプラカードを持って2時間ほどカウンター行動に参加した。民族学級の子もたちに見せようと考えて、スマホで動画をとった。日本人の生徒を含む中学3年生や中学の民族学級で話す機会があったので、動画を見せて日本における差別の歴史、現状及び日本人による差別撤廃の努力についても話した。ショックを受ける子、憤り、「どついたる」と言って息巻く子など、いろいろな反応があった。

⑪ 40代男性

- ・ 在日コリアンでもルーツを意識していない人が大勢いるが、ヘイト・スピーチがテレビ放映されたことで、ルーツのある子ども達は「自分たちのこと？」という意識が出てきた。
- ・ これまでの人間関係の中で差別体験をしたことはなかったが、40歳になり、ヘイト・スピーチを言われるようになって、社会の中にある根本が見えてきたと思う。
- ・ 毎年「仲良くしようぜ パレード」をしているが、そのチラシに子どもの被害事例を掲載している。

「先日の週末、在日コリアンをターゲットにしたデモが鶴橋でありました。近くを偶然通ったA君は、普段、民族学級に熱心に参加していません。週明けに小学校のソンセ

ンニム（民族学級の教師のこと）をつかまえて、『やっぱり僕、自分が韓国人ってまわりの人に言うのはあかんねんな、と、思っでん』と、鶴橋でドキドキしながら、大人たちの様子をうかがっていたことを話しました」

⑫ 50代男性

- ・ 2013年2月24日に鶴橋で行われた排外デモを見た。
- ・ デモを見て、自分たちの存在が否定されたと思い、身体が震えて心臓がドキドキした。在日韓国・朝鮮人に対するメッセージだったが、まさに自分に投げかけられていると感じた。
- ・ 訴えられているメッセージは、在日韓国・朝鮮人が実際には受けていない特権を受けているというデマばかりだった。デマがデマを生んでジェノサイドに繋がった関東大震災が頭をよぎり、強い恐怖を感じた。
- ・ デモの直後、本名を名乗っている子どもたちは家から出るのを怖がったり、日本人に名前を伝えるのを怖がるようになった。

⑬ 50代男性

- ・ 勤務先の団体に対するヘイト・スピーチ街宣が行われたことがあった。マイクを一人一人回して、「朝鮮人はうじ虫だ!」「朝鮮人はゴキブリ!」「朝鮮人は死ね!」などと各自が発言し、それに対して他の参加者が拍手をしたりして参加者全員が興奮していた。名札を見られ、拡声器で名を連呼され、暴言を投げつけられた。論理的な抗議ではなく、面を向かって憎悪感情を投げかけてくることに対して恐怖を感じた。その後、街宣をしていた団体のホームページに自分の写真が掲載され、今でも閲覧できる状態にある。
- ・ それとは別の機会に、勤務先に電話がかかってきて、若い女性が出るとひわいな言葉や「死ね死ね死ね...」などと言われたこともある。

⑭ 30代男性

- ・ フェイスブック、ネットで誤った情報が流れており、浸透することが不快である。しかし、誤った情報に絡むわけにはいかないので、自分の活動に関する情報を流して対抗している。
- ・ 在日韓国青年会のフェイスブックに書き込みや嫌な反応がある。具体的には「在日特権を何とかしろ」「日本が気に食わないなら帰れ」と言った反応である。自分が生まれ育った場所を否定されるのは気持ちの良いことではない。

⑮ 50代女性

- ・ 慰安婦問題の活動をしているが、団体に対して執拗な否定が繰り返されている。「朝

鮮人」という言葉を使って攻撃してくることに對して、多くの仲間が一緒にいても、違和感があり、恐怖感を覚える。

- ・ 2012年12月、水曜デモ1000回を記念するキャンドルコンサートが扇町公園であったとき、その準備中、日中に、「チョンコー」「チョンコー」「朝鮮人」と20人くらいに30分くらい連呼された。心が折れる。日本人の仲間とは共有できない苦しさがある。

やるべきことをやるしかないと冷静に對応しているが、あとで気が付くと、自分が傷ついていることに気がつく。言いあらわせない怒りを感じる。

- ・ 私のことを特定しているわけではないが、直接、私に襲い掛かってくるのではないか、仲間と一緒にいても私が標的になっているのではないか、と感じてしまう。
- ・ コリアタウン近くに居住、日曜日などに彼らが来て騒いでいると、生野の街まで来て、そういうことをすることに腹が立つ。

在日が多く居住し、朝鮮学校もある地域に来てやっていることに強い怒りを感じる。とくに子ども達がどれだけ傷つくかと腹立つ。息子が中学のときに、コンビニに買い物に行き、ヘイト・スピーチを見かけたらしく、帰宅後「早く大人になって帰化する」と言われた。

- ・ 一番腹が立つのは警察に對してである。警察は彼らの言動に對して、黙って見ただけで、何も言わないし、何もしない。中学生が「何でとめないの？」と質問したら、「表現の自由だから」と答えたと言う話を聞いた。
- ・ ネット上の書き込みをされている。自分では、怖くて見ていない。多くの人に書き込みがあることを指摘されているが、何を書かれているかは聞いていない。見て落ち込んだら相手の思うつぼである。とはいえ、考えるといやな気持ちになるし、つらい。向き合えていない。
- ・ 「慰安婦」問題解決のための水曜行動を2006年10月から大阪駅前の歩道橋で始めた。20人くらいで1時間くらいビラまきなどをしてきた。

しかし、2009年暮れ、在特会の数人が嫌がらせにやってきて、以降はだんだん大勢で押しかけてくるようになり、歩道橋を占拠するまでになった。

数か月後、警察によって「危険」ということを理由に私たちが排除された。それ以後は、歩道橋での水曜デモを断念、他の場所で道路使用許可をもらってするようになったが、今も彼らの嫌がらせは散発的に続いているし、集会などに妨害にやってくることもある。2012年以降、橋下市長による「慰安婦」否定のヘイト・スピーチと闘っている。歴史的事実を否定し、被害者の人権を踏みにじる発言は「アウシュビッツの嘘」と同様、許すことのできないヘイト・スピーチであり、公人の発言としても容認できない。

⑩ 40代女性

- ・ 記者として取材するため、2011年難波における反原発デモに行き、在特会が「朝

鮮に帰れ」と叫ぶのを見た。その後、2012年2月、新大久保における在特会デモをみた。ニコニコしながら、「朝鮮人、死ね、ゴキブリ」というプラカードを写真に写るように見せているのを見て、絶句した。白昼堂々と正当性を訴える団体に出会ったときは衝撃であった。

警察40～50人は在特会を誘導しているように見えた。警官は交番で談笑していた。デモが通り過ぎて思わず泣き出した。

- ・ 民族のことを言われているのは、自分のことを言われているような意識を持つようになった。「殺せ、殺せ、朝鮮人」と言われ、殺されるんじゃないかという恐怖が襲ってきた。
- ・ 一見普通の人々が、ヘイト・スピーチに参加している状況が恐ろしい。
- ・ ネットに記事を書いている関係で、ネット上で数々の脅迫を受けている。
2012年2月9日の新大久保デモの記事にしようとしたら、ツイッターで名指して「良い朝鮮人も悪い朝鮮人も殺そう。(ツイッターID)も殺そう」と書かれた。
すぐに警察に通報し、5月に立件、7月に抑止効果のために書類送検すると言われたが、12月末に不起訴となった。
- ・ 1日に多くて500件、少なくとも100件の書き込みがあり、9割が「ブス」「人糞酒(トンスル、民間療法)」「このキムチ野郎」「反日売国奴」などの罵詈雑言。従軍慰安婦問題で発言すると「ちょん」と書かれる。

(2) まとめ

聴き取り調査の結果、不特定多数の在日コリアンを対象としたヘイト・スピーチが、個々の在日コリアンの人権や尊厳を侵害しており、また、在日コリアンの社会生活やその行動に影響を及ぼしている実態が明らかになった。

① 恐怖

聴き取りに応じてくれた人たちは、共通して、不特定多数に向けられたヘイト・スピーチを、まさに自分に向けられているものと感じ、強い恐怖を抱いたと述べている。ヘイト・スピーチを前にして、恐怖から何もできなかった、身体が動かなかった、身体が震えて心臓がドキドキした、「殺せ、殺せ、朝鮮人」と言われ殺されるんじゃないかという恐怖が襲ってきた、罵詈雑言を平気で投げかけていることへの恐怖などが語られている。

② 自尊心の傷つき

特定の個人が攻撃の対象とされる場合と変わりなく、皆が一樣に心の傷を負っている。不快感や痛み、悔しさを感じたり、吐き気が生じたり、気分が悪くなるほどに、自尊心が傷ついた。自分ではどうすることもできない属性を理由に、「死ね」「殺せ」と言わ

れることに不条理を感じる。言い表せない怒りを感じる。自分たちの存在が否定されたという思い。デモが通り過ぎて思わず泣き出したなど、人間としての尊厳や自分の存在そのものを否定されたという思いからくる、自尊心の傷つきが共通して語られた。

また、在日コリアンはどこかで深く傷ついているが、それを表現する機会や場面を持たないことを指摘する声もあった。

③ 社会生活への影響

日常生活の些細な場面で、ヘイト的な言動を聞くと「ビクッとする」ことが増えている。あるいは、日本人の友人に相談したり、話したりすることができない、日本人の仲間とは共有できない苦しさがあるなど、ヘイト・スピーチによる被害が、日常の社会生活や日本人の友人との関係にまで及んでいる。

また、ツイッター上で在特会批判をしたことがきっかけで、毎日、ヘイト・スピーチが届くようになり、うつ状態となって精神科に受診し、カウンセリングを受けていたという被害体験もみられた。

④ 子どもへの影響

子どもには見せられないなど、子どもへの影響を心配する声も多い。実際に、ヘイト・スピーチを知った子どもがショックを受けて、出自を周囲にあきらかにしてはいけないと思うようになった事例、本名を名乗っている子どもが家から外に出るのを嫌がり、日本人に名前を伝えるのを怖がるようになった事例、大人になったら帰化すると言い出した事例など、少なくない子どもが自分の出自を否定的に捉えるようになっている。

⑤ 日本社会に対する恐怖

ヘイト・スピーチを生み出し、規制せずに容認している日本社会や、普通の人々がヘイト・スピーチに参加していることへの恐怖も語られている。

また、ヘイト側に対して寛容な態度を取っている警察への疑問や、公人によるヘイト・スピーチを放置してきた日本社会の問題も指摘された。

5 聴き取りで出された意見や要望

個別面接では、ヘイト・スピーチの被害体験や被害感情に加えて、ヘイト・スピーチに対する意見や要望の聴き取りを行った。

そこで出された意見は、共通して、ヘイト・スピーチに対する法規制のない現状を憂い、何らかの法規制を求めるものであった。ヘイト・スピーチは「表現の自由」ではなく、人種差別である、犯罪である、暴力である、といった意見が出された。

具体的に、人種差別禁止法の制定を求めるもの、ヘイト・スピーチを歴史的な文脈からとらえるべきとする意見、鶴橋などの特定地域での道路使用許可に対する制限を求める意見、教

育委員会による実態調査やマイノリティの子ども達へのケアやカウンセリングを求める意見などが寄せられた。

また、ヘイト・スピーチを取り巻く日本の社会状況が悪化していることが指摘されており、メディアを含むヘイト・スピーチに対する無関心、あるいは容認している日本社会のあり方、日本社会の排外主義の問題としての指摘などがあり、日本人とともに考え、「下から」の改革をしていくことの呼びかけもあった。

以下、調査で出された意見や要望を列挙する。

【法的規制】

- ・ ヘイト・スピーチに法的規制は必要だと思う。鶴橋での街宣デモには道路使用許可を出さないようにする。
- ・ 日本社会全体の問題であり、法規制が必要だと思う
- ・ ヘイト街宣、スピーチは法規制すべきであるが、普遍的視点だけではだめ。歴史的経緯などが切り離されてはいけない。
- ・ 表現の自由というが、あれは「表現の自由」ではない。現行の法律でなんとかなるといふ学者には、「他者性」が全くないのではないか。「不特定多数」に発した言葉でも法律を適用すべき。不特定の者に対する侮辱も刑事犯罪にすべき。出自は努力してもどうしようもない。民事賠償では遅い。刑事規制について、ヨーロッパで運用されていて、その規制で被害を蒙る人が少ないのであれば、日本でも可能なはず。
- ・ 人を貶めるような表現の自由はない。属性、民族による差別表現については法規制がされるべきだ。
- ・ 差別は表現の自由の範疇ではなく、暴力。表現の自由というが、こちらは発言する場所が奪われている。
- ・ 刑事規制はハードルが高いので、民事でやればよいが、普通の人は裁判をやるのも大変。

【日本社会の問題】

- ・ 平和や人権を大事にする世の中になって欲しいと思うが、社会の流れは逆になっていると感じる。
- ・ マイノリティが生きにくくなっている。
- ・ 日本社会が関心を高め、自覚的に取り組む必要がある。
- ・ 無関心な日本人がいる限り、この種のスピーチはなくなるならない。日本社会全体の問題だと思うが、関心を持たず、身の回りで起こっている出来事に注意を払わない日本人が多い。
- ・ テレビなどのメディアは、社会問題の一つの側面だけを切り取って瞬間的な雰囲気伝えるだけで、その問題の根本的な部分まで掘り下げようとしない。コメンテーター、

短いコメントでイメージを伝えるだけ。ヘイト・スピーチの何が問題なのかを全く報じないメディアが、結果的にヘイト・スピーチを拡散している可能性があるのではないかと思う。

- ・ インターネットでもとても酷いヘイト・スピーチが蔓延しているが、インターネットメディアでそういう発言を発信している人たちは、実際に在日コリアンと交流をしたことがないのではないか。ヘイト・スピーチを根本からなくすためには、在日コリアンと日本人とが実際に顔の見える関係を作り、交流する必要があると思う。
- ・ 書店では韓国・朝鮮民主主義人民共和国・中国に対する嫌悪に基づく書籍が山のようにならまされて売られている。排外主義が広まっていると思う。
- ・ 日本が海外からの移民を積極的に受け入れていないことも、ヘイト・スピーチを生む一つの原因だと思う。もっと海外からたくさんの人を受け入れて、日本人が多様な文化に触れるべきだと思う。
- ・ 「人を殺す」と言ったり、「一定の人種を攻撃する」ことは明らかな犯罪であるのに、商店街でこのようなことが何故許されているのか。警察も出てきているのに放置しているのはおかしい。個人的に抵抗・対抗できない形でやられている、これを国が認めている状態がおかしいと思う。許されないものであることをはっきりとすべきである。

【具体的な提案】

- ・ 人種差別禁止法による人種差別撤廃条約の誠実な履行。それにより法に基づく抗議が可能になる。ただ、法執行は権力が行うものであるから不安もある。「上からの解決」よりも一般人がヘイト・スピーチを許さないという「下からの改革」が必要だ。
- ・ ヘイト街宣・スピーチが朝鮮半島にルーツのある児童生徒に及ぼす不安、恐怖などの精神的被害について、教育委員会は実態調査を実施し、対応策を講じるべきである。ただし、実態調査は匿名性を保障することをはじめ、極めて慎重に行うことが必要である。
ヘイト街宣・スピーチが存在する事実を知らせておかないと、たまたま行きあたり、知る機会があった時にどう対処すればよいのかわからず、途方にくれる恐れがある。
隠すのではなく、学校などで子ども達の集団の構成、性格などに慎重に配慮しながら、「こういうこともあるんやで」と話し、子どもたちの感情・意見を引出し、自分のアイデンティティを卑下することなく生きていけるようにサポートする必要がある。
- ・ 普段からマイノリティの子ども達が集まれる場所を保障すべきである。

6 ヒューマンライツ・ナウの提言

今回の調査結果により、ヘイト・スピーチが在日コリアンの人びとの人権・人間としての尊厳を深く蹂躪するものであることが明らかとなった。

在日コリアンの人びとは少なくとも、私生活、家族に対して恣意的に干渉され、名誉・信用を不法に攻撃されない権利(自由権規約17条)、いかなる差別もなしに法律による平等の保護を受ける権利(自由権規約26条、人種差別撤廃条約5条)、少数民族に属する者が、その集団の他の構成員とともに自己の文化を享有し、自己の宗教を信仰しかつ実践し又は自己の言語を使用する権利(自由権規約27条)、効果的な保護及び救済措置を受ける権利(人種差別撤廃条約6条)を明らかに侵害されている。

この調査結果を踏まえ、ヒューマンライツ・ナウは、日本政府に対し、自由権規約委員会と人種差別撤廃委員会の勧告及び人種差別撤廃委員会の一般的勧告35に従い、以下のとおり、人種差別の撤廃に向けた積極的な措置を直ちにとるよう提言する。

(1) 人種差別撤廃条約第4条(a)項及び(b)項に付された留保の撤回

日本政府は、国連からの度重なる勧告にもかかわらず、「正当な言論までも不当に委縮させる危険を冒してまで処罰立法措置をとることを検討しなければならないほど、現在の日本が人種差別思想の流布や人種差別の扇動が行われている状況にあるとは考えていない。」として、前述のとおり、人種差別撤廃条約第4条(a)項及び(b)項に留保を付している。

しかし、日本における在日コリアンに対するヘイト・スピーチは、人の生命・身体に対する直接の加害行為や、人種的憎悪を扇動する言動を含むものであって、在日コリアンの尊厳を踏みにじるものであり、多文化共生社会の構築を阻害するものであることは明白であるから、上述の日本政府の現状認識は明らかに誤りである。

したがって、日本政府は、国連人種差別撤廃条約第4条(a)項及び(b)項に付している留保を撤回し、人種差別撤廃に向けた実効的な措置をとるべきである。

(2) ヘイト・スピーチに関する実態調査

日本政府は、従来の誤った現状認識を改めるとともに、人種差別撤廃に向けた実効的な措置をとるために、まずは、日本における外国人や民族的マイノリティに対する差別の実態に関する調査を行うべきである。

とりわけ、ヘイト・スピーチに関しては、具体的にどのような内容のデモ・街頭宣伝が行われているか、警察がどのようにデモを規制し警備しているのか、ヘイト・スピーチに対抗するカウンター行動に対してどのような対応や規制を行ったのか、道路使用許可がどのように運用されているのか等について調査をする必要がある。

また、ヘイト・スピーチ規制の必要性を市民に説明するためにも、被害者がヘイト・

スピーチに触れた際に受けた精神的苦痛、ヘイト・スピーチの蔓延によって在日コリアンが受けた社会生活上の被害等についての広範な聴き取り調査も不可欠である。

このように、日本政府は、人種差別撤廃に向けた実効的な措置をとるため、日本における差別実態等に関する調査を速やかに行うべきである。

(3) 包括的な人種差別禁止法の制定

日本政府は、上記(2)の調査を踏まえ、外国人差別・民族差別を禁止する包括的な人種差別禁止法を制定すべきである。

- a) 差別禁止法では、まず、人種差別とヘイト・スピーチが違法であり、許されないことが明記されるべきである。

そのうえで、人種差別を撤廃する国の責務を明記すべきである。

国の責務として、行政上のあらゆる差別的取扱いの禁止とともに、人種差別、ヘイト・スピーチの根絶および人種間の理解促進のために適切な施策を講ずる義務が明記されるべきである。

- b) 次に、民事規制として、雇用、労働、住居、教育等あらゆる公的生活の分野⁶における人種を理由とする差別の禁止および人種差別撤廃条約4条に規定されるヘイト・スピーチの禁止が明記されるべきである。また、差別表現に対する効果的な規制・迅速で公正な救済手段が確保されるべきである。

そのために、国内機関の地位に関する原則（パリ原則）に則って政府から独立した国内人権機関を設置し、ヘイト・スピーチを含む人種差別の被害に対する救済措置を講じるべきである。

(4) 教育・啓発に関する取り組み

日本政府は、国際人権基準に基づき、人種差別とヘイト・スピーチの撤廃、人種間の理解促進に関わる包括的・具体的なアクションプランを策定すべきである。

アクションプランは、以下のものを含むべきである

- ・ すべての公教育プロセスでの教育の徹底
- ・ 企業・メディアに対する啓発キャンペーン
- ・ 行政・司法・警察当局・学校関係者を含むすべての公務員に対する徹底した教育

(5) 刑事規制

- a) ヘイト・スピーチに対する刑事規制については国家による濫用の危険があるため、

⁶ 人種差別撤廃条約第1条の人種差別の定義にいう「公的生活（public life）」と同義。国や地方公共団体の活動に限らず、企業の活動等も含む人間の社会の一員としての活動全般を指すものと解されている。

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jinshu/top.html>

構成要件の具体的内容については慎重に検討する必要がある。しかし、「一般的勧告 35」も指摘するとおり、重大なヘイト・スピーチについては、刑事規制をもって対応すべきである。

- b) まず、公人が公然と行うヘイト・スピーチおよび民族的マイノリティへの憎悪煽動を流布する活動をする公人および政治家に関しては、刑事規制の対象とするべきである。

次に、人種、皮膚の色、世系、民族的または種族的出身に基づく特定の集団に対する憎悪、侮辱、差別に基づく個人または集団に対する暴力の扇動及び脅迫については、その言論の内容と形態（挑発的で直接的なものか）、伝達方法を含め、言論が届く範囲（主流メディアやインターネットで流布されたか、繰り返し行われたか）などの要素を考慮に入れ、その深刻なものについては刑事規制をもって対応すべきである。

- c) 具体的な構成要件の策定にあたっては、公権力による濫用を防止し、表現の自由への侵害を防止するため、深刻なものに慎重に限定されなければならない。

そして立件・起訴・司法判断にあたっては、合法性・必要性・比例原則が遵守されるべきである。

- d) 最後に、ヘイト・スピーチの内容や形態などの諸要素に照らし、その標的とされた個人や集団に対する影響の大きさがそれほどではないものについては、民事規制や行政規制をもって対応すべきである。

(6) 現行刑法による適切な対応

日本政府は、人種差別禁止法が制定されるまでの間は、少なくとも現行法を適切に執行し、ヘイト・スピーチに対応すべきである。

すなわち、ヘイト・スピーチの中には、名誉棄損罪、侮辱罪、威力業務妨害罪等の犯罪を構成することが明らかなものが存在する。そのようなヘイト・スピーチが行われた際、司法関係機関は、現行犯逮捕を含め、現行法上取りうるあらゆる適切な対応をすべきである。

ただし、捜査当局による濫用的な権力行使がないように、公務員に対する人種撤廃教育を徹底すべきである。

(7) 政策決定プロセスへの民族的マイノリティの参加

以上の政策を策定・推進するにあたっては、民族的マイノリティが効果的に参加し、その意見が反映されるメカニズムをつくるべきである。

以 上



Human Rights Now

認定 NPO 法人ヒューマンライツ・ナウ

〒110-0005 東京都台東区上野 5-3-4
クリエイティブ ONE 秋葉原ビル 7F
Tel : 03-3835-2110 Fax : 03-3834-1025
Email : info@hrn.or.jp : <http://hrn.or.jp>

ヒューマンライツ・ナウは国連特別協議資格を有する国際人権 NGO(本部・東京)。
日本国内外の深刻な人権問題の解決を求め、調査・政策提言・教育・啓発等の活動を展開しています。